



2017年2月3日

各 位

会 社 名 日本電気硝子株式会社
代 表 者 名 社 長 松 本 元 春
コ ー ド 番 号 5 2 1 4 東証第一部
問 合 せ 先 取締役常務執行役員 津田幸一
TEL 077 (537) 1700

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議するとともに、2017年3月30日開催予定の第98期定時株主総会（以下「本定時株主総会」と言います。）に株式併合に関する議案を付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、2018年10月1日までに国内上場会社の普通株式の売買単位である単元株式数を100株に統一することを目指しています。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を100株に変更するものです。

(2) 変更の内容

2017年7月1日をもって、当社の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更します。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、下記2の株式併合に係る議案が承認可決されることを条件とします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記1. 単元株式数の変更に記載のとおり、単元株式数を変更するにあたり、中長期的な株価変動を勘案しつつ、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位（5万円以上50万円未満）の水準に調整することを目的に実施するものです。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・割合

2017年7月1日をもって、2017年6月30日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数5株につき1株の割合で併合します。

③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（2016年12月31日現在）	497,616,234株
併合により減少する株式数	398,092,988株
併合後の発行済株式数	99,523,246株

（注）併合により減少する株式数及び併合後の発行済株式数は、併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値です。

④効力発生前後における発行可能株式総数

併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（2017年7月1日）をもって、併合割合（5分の1）に応じて発行可能株式総数を減少します。

併合前の発行可能株式総数	併合後の発行可能株式総数（2017年7月1日付）
1,200,000,000株	240,000,000株

（3）併合により減少する株主数

2016年12月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	12,467名（100%）	497,616,234株（100%）
5株未満	167名（1.3%）	228株（0.0%）
5株以上	12,300名（98.7%）	497,616,006株（100%）

（注）本株式併合を行った場合、5株未満の株式を所有されている株主様167名（その所有株式数の合計は228株）が株主としての地位を失うこととなります。

（4）1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合には、会社法の規定に基づき当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配します。

（5）株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に係る議案が承認可決されることを条件とします。

3. 定款の一部変更

（1）変更の目的

上記1. 単元株式数の変更、上記2. 株式併合に記載のとおり、2017年7月1日をもって、単元株式数及び発行可能株式総数を変更するものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>12億株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2億4千万株</u> とする。
第7条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
(単元株式数)	(単元株式数)
第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
第9条 (条文省略)	第9条 (現行どおり)
第39条 (条文省略)	第39条 (現行どおり)

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、本株式併合に係る議案が承認可決されることを条件とします。なお、本定款の一部変更は、会社法の規定に基づき株主総会の決議によらず行うものです。

4. 日程

2016年12月31日	本定時株主総会基準日
2017年2月3日	取締役会決議日
2017年3月30日	本定時株主総会開催日(予定)
2017年7月1日	単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更の効力発生日(予定)
2017年7月下旬	株主様への株式併合割当通知発送(予定)
2017年8月下旬	端数株式処分代金のお支払い(予定)

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更の効力発生日は2017年7月1日の予定ですが、株式売買後の振替手続きの関係から、東京証券取引所において売買単位が1,000株から100株に変更となる日は2017年6月28日です。

以上

添付資料：(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

(ご参考)

単元株式数の変更及び株式併合に関するQ & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 株主総会における議決権の単位及び証券取引所における売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では1,000株から100株に変更します。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では5株を1株に併合します。

Q 3. 株主は何か手続きが必要ですか。

A 3. 必要な手続きはありません。

Q 4. 所有株式数や議決権数はどうなりますか。

A 4. 2017年6月30日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数に5分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合はこれを切捨てます)となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日前後で次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,000株	3個	600株	6個	なし
例②	1,030株	1個	206株	2個	なし
例③	888株	なし	177株	1個	0.6株
例④	4株	なし	なし	なし	0.8株

・例②③において発生する単元未満株式(例②は6株、例③は77株)については、ご希望に応じて、単元未満株式の買取又は買増制度(※)をご利用できます。

・例③④において発生する端数株式(1株に満たない株式)については、当社が一括して処分した代金を端数株式の割合に応じてお支払いします。効力発生日前に同制度(※)をご利用いただくことで端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

※当社での買取り又は単元株式数(効力発生前は1,000株、効力発生後は100株)に不足する数の株式を当社から買増することができる制度です。なお、当社での手続きにかかる費用は無料です。

・例④の場合は、併合後はご所有株式数がなくなりますので株主としての地位は失われます。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値や配当金額への影響はありますか。

A 5. ご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本に変更はありませんので、1株あたりの資産価値は5倍になります。株式市況の変動等の要因を別にすれば理論上は資産価値に影響はありません。配当金額については、併合割合を勘案して1株あたりの配当金額を設定させていただく予定です。業績変動等の要因を別にすれば配当金額への影響はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式については当該端数株式に係る配当は生じません。

<お問い合わせ先> お取引のある証券会社又は下記株主名簿管理人にお問い合わせください。
三井住友信託銀行株式会社証券代行部
〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
フリーダイヤル：0120-782-031 受付時間：9:00-17:00(土・日・祝祭日を除く)